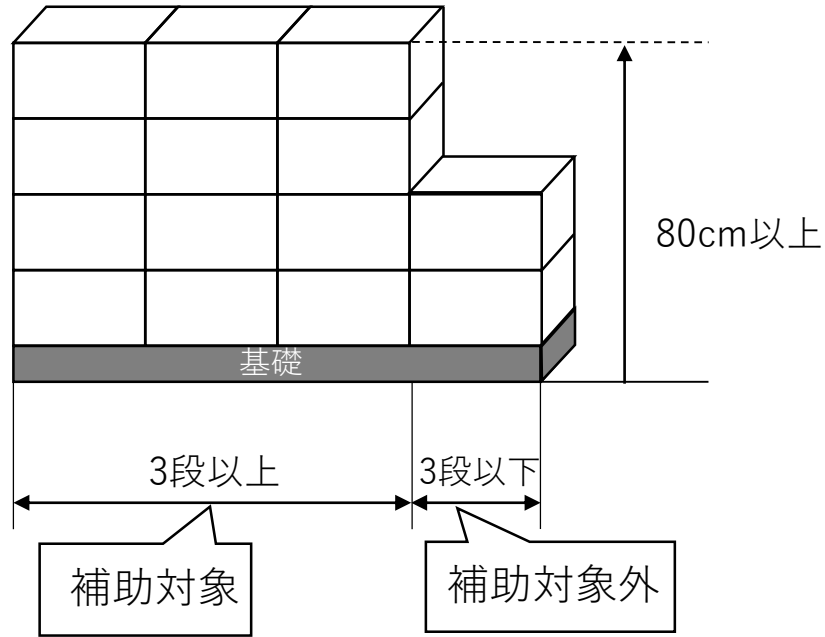


益子町ブロック塀等撤去費補助金

補助対象塀

道路沿いにあり、点検項目に一つでも不適合に該当する3段積み以上のブロック塀等で、高さが80cmを超えるもの



補助額

- ・撤去に要する工事費の見積もり(基礎の撤去は除く)
- ・補助対象のブロック塀等の長さ(m)×1万円

いずれか少ない額の2分の1以内
(千円未満切捨て)で、**上限10万円**

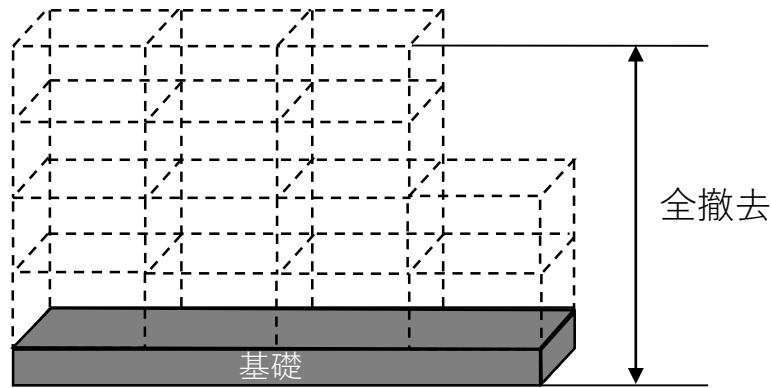
補助対象者

- ・ブロック塀等を所有し撤去事業を行う者、又は、当該所有者の2親等以内の親族で当該撤去事業に係る契約者
- ・今回初めて補助金を受ける者
- ・国税、県税及び町税等を滞納していない者

補助対象工事

1.全撤去

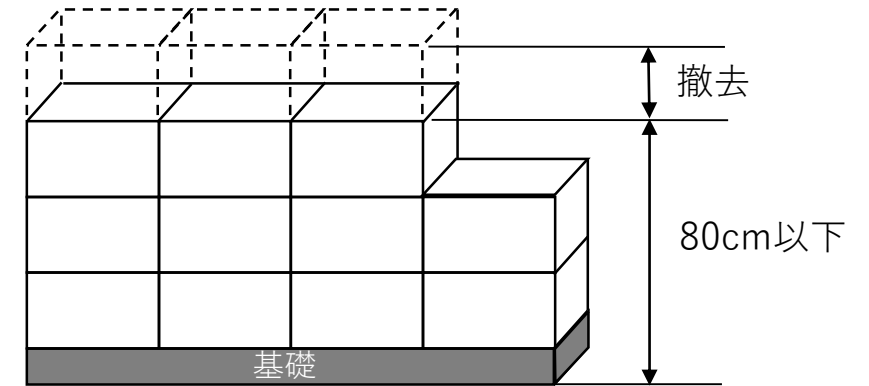
道路沿いの塀を全撤去する工事



※撤去後は安全な塀にすること

2.一部撤去

道路沿いの塀を高さ80cm以下になるように一部撤去する工事



※留意事項

- ・申請前に撤去工事に着手していないこと。
- ・4m未満の道路沿いで、新たに塀を設置、改修する場合は、後退(道路中心から2mセットバック)が必要となる場合があります。